

NO.319

1995 **4** 文化庁月報

CONTENTS

特集／これからの文化と文化行政

巻頭言	文化立国の構築に向けて	遠山敦子	4
論考	文化庁に期待する 平成7年度文化庁の重点施策	高階秀爾	6 9
特別記事	阪神・淡路大震災 文化財や文化施設にも大きな被害		16
	地方文化行政状況調査まとまる		19

連載

● 随想／館長のひとりごと	小田島雄志	20
● 地域からの文化発信／博物館・美術館紹介①	熊本県立装飾古墳館	22
● 後世に残そう我が県の文化財①／福島県	白水阿弥陀堂(境域)、大内宿	25
● 人間国宝を訪ねて⑦／漆芸・髹漆	増村益城	28
● 法人紹介～文化に息吹を～	(社)日本奇術協会	30
● 著作権法講座Q&A／1		32

ACA(Agency for Cultural Affairs)NEWS

・ 著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ検討経過報告	33
・ 文化政策推進会議審議再開	35
・ 文化庁内で文化懇話会が発足	35
・ 近代の遺跡の保護について	36
・ 史跡名勝天然記念物の新指定	38

イベント案内

・ 京都国立近代美術館「クロッシング・スピリッツ」	39	・ 芸術文化振興基金ニュース	46
・ 奈良国立博物館「日本仏教美術名宝展」	40	・ 5月の国立劇場	47
・ 京都国立博物館「東寺国宝展」	41	・ 表紙解説／編集後記	48
・ 奈良国立文化財研究所「1300年前の首都 これが藤原京だ！」	42		
・ 飛鳥資料館「古代の形」	42		
・ 人間国宝新作展第30回記念展	43		
・ 第32回日本伝統工芸染織展、第25回伝統工芸日本金工展、 第11回伝統工芸第七部会展	44		

イラスト／うちべけい

集これからの文化と

特

文化行政



国立西洋美術館長
高階 秀爾

平成七年度の文化庁予算は、総額六六七億六千五〇〇万円が予定されている。対前年度増加額は七億八千一〇〇万円で文化庁創設以来最高であり、伸率も前年度を上回る一二・一パーセントで、昭和五四年以来の高水準であるという。財政難のこの時期にこれだけの好成果を得ることができたのは、文化の重要性に対する認識がようやく広まってきたことの表われであると同時に、関係諸機関、特に文化庁の努力の賜物であり、その成果に対して、関係者の一人として心より感謝したい。

しかしながら、それだけでは決して充分と

文化庁に期待する

るであろう。つまり国家的な文化政策が要請されているのである。

もちろん、文化政策と言っても、文化活動の内容そのものには、国にしても地方自治体にしても、行政は立ち入るべきではないという基本的姿勢は守られなければならない。芸術家による創造活動はもちろんのこと、一般国民の芸術鑑賞や、広く市民的文化活動についても、最大限の自由が保証されなければならないであろう。しかしながら、そのような文化活動が充分に行われるためには、さまざまな施設、制度、体制が必要である。それは、広い意味での文化活動の基盤整備と言っべき

もので、それこそ、国や地方自治体などの行政の役割である。

例えば、芸術制作・公演の発表および鑑賞の場の確保、博物館、美術館、音楽堂、劇場文化ホール等そのための施設の充実とその運営のための人材養成、文化財、文化活動に関する必要な資料、情報の蓄積と活用、国際的な文化交流のための施設、体制の整備などがそれにあたる。

文化庁ではすでに、文化政策推進会議を設けてさまざまな政策を検討し、一部は実施に移している。この会議は、今後ともどのような文化政策を進めるかについて、「創造的な芸術活動の活性化」「文化財の保存と活用」「地域文化・生活文化の振興」「文化を支える人材の養成」「文化による国際貢献と文化発信」「文化発信のための基盤整備」等の事項を中心に検討を重ねることになっていて、これからも重要な役割を果たすと思われるが、当面それは当然のことながら文化庁自身が実施する、ないしは実施すべき施策に限定されている。しかし、国全体の文化政策を考えるならば、一省庁の枠を越えるものも当然出てくるであろう。

一例を挙げれば、文化財の保存と活用に関しては、国宝・重要文化財等のいわゆる指定

は言えないこともまた事実である。特に例えばフランスにおいては、ミッテラン登場後、社会党政権の文化重視政策によって文化予算がそれ以前の倍近くに一挙に増額され、その後も順調な伸びを示して、今では国家総予算のほぼ一パーセントに近い額を占めていることなどを考えれば、総予算の〇・〇九パーセントという現在の文化庁予算は、今後には俟つところ大なるものがあると言わなければならないであろう。そのためには、文化を国全体の政策のなかでどのように位置づけ、そして有効な政策をどのようにして実現していくかという基本理念と具体的な戦略が必要とされ

品の保存修理、防災施設等の充実、あるいは史跡の保存整備、埋蔵文化財の保護等が重要であつて、これは今後ともいっそう推進しなければならぬが、文化財が公共の国民的財産であるという理念を徹底していくならば、国内にある——そしてできれば海外所在のものも含めて——あらゆる歴史的建造物および美術品を対象として特定し、然るべき学術的水準を保ちながら研究して分類・整理し、その結果得られた資料を蓄積して、行政、地域開発、歴史調査、教育、鑑賞、芸術創造、レジャー等々の目的に提供するという事業が考えられる。これは当然、国家的規模のものであるであろう。

実は今述べたのは、現在フランスが国家的文化事業のひとつとして進めている通称「総目録事業」と呼ばれるものの中身である。これは文化大臣アンドレ・マルローの主唱によるもので、そのために、一九六四年に「フランス建造物・美術品総目録担当国家委員会」が、当初は内閣官房直属の機関として正式に発足している。

もともとフランスは、国家的文化事業に熱心で、近代美術館と公共図書館と現代デザイン・センターと現代音楽研究所をひとつにまとめたポンピドゥー・センターをはじめ、オル



セー美術館、バステイユのオペラ劇場、大ルーヴル計画、現在進行中のフランス図書館など、いずれも大統領直属の計画として進められている。その他にも、例えば、人材養成に関して、博物館、美術館の専門管理職養成のための国立文化財学院を五年ほど前に発足させた。博物館学芸員の養成機関としては、広く知られている通り、すでに長い歴史を持つルーヴル学院があるが、ルーヴル学院が一般の学芸員養成を目的としているのに対し、この国立文化財学院は、その学芸員やその他の博物館職員を総括する上級職養成機関であって、美術史や歴史についての高度の専門知識と同時に優れた行政管理能力を授けることを目指している。つまりあの有名な国立行政学院の文化版と言ってもよい。

一般の学芸員制度についても、フランスは近年大きな制度改革を行った。これまで、中央集権的色彩の濃かったフランスでは、正規の「学芸員」は国家公務員のみで、例えば地方の公立美術館で働く者は、専門活動に従事する者でも、法制度上は一般事務職と同じに扱われていた。実際、従来地方美術館で「学芸員」を名乗る者は、中央から派遣された国家学芸員であった。だが「脱中央集権化」を目指す新しい制度では、地方美術館も含めて

国立、公立の博物館、美術館の専門職は、すべて「文化財保存管理官」とでも訳すべき新しい職名に統一され、同時にその職域も拡大された。これは、博物館、美術館の組織強化を目的としたものだが、具体的には、地方美術館で働く専門職員の地位の向上と、さらに、国立、公立の博物館、美術館同士の連絡・協力の強化および人事交流の促進を狙っている。もちろん、そのために「文化財保存管理官」の資格やレベルの向上も目的に含まれており、この「文化財保存管理官」の資格を得るためには、国家試験にパスした後、先に述べた国立文化財学院で一八か月間の研修を修めなければならない。つまり、国立文化財学院は、博物館上級職員養成と同時に、すでに地方美術館等で専門活動に従事していた者の再教育のための機関でもある。さらに言えば、この国立文化財学院は、一般社会人を対象とした公開セミナーや研究会も開設しており、これには地方公共団体や民間の文化機関に勤

める専門職や事務職員が参加できる。フランスにおけるこのような文化事業や制度改革のことを述べたのは、むろん同じことを日本でもやれと言ったのではない。多くの点で参考に資するところがあるにしても、フランスと日本では歴史的にも制度的にもさまざまな違いがあつて、必ずしも同一には論じられないし、フランスのやり方にも問題がないわけではない。ただ、見逃してはならないのは、これらの文化事業や制度改革において、文化省の果たした役割である。上に述べた不十分な説明だからかわかるであろうが、このような大がかりな事業や改革は、文化省だけでできるものではない。法律改正や大統領裁定なども含めて、それらは国全体の政策として推進されている。しかしそれらは、いずれも、文化省主導によって行われているのである。文化というものはきわめて多岐にわたっている。政府、地方自治体、民間さまざまな所で文化の振興普及が図られるのは当然であり、望ましいことでもある。それと同時に、文化国家として立つためには、どこかで国全体の文化政策を真剣に考える場がどうしても必要であろう。そして日本においてはそれはやはり文化庁であろうし、また、そうあつてほしいというのが私の願いである。

表紙解説

高山祭と陣屋

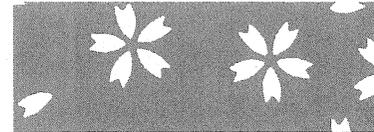
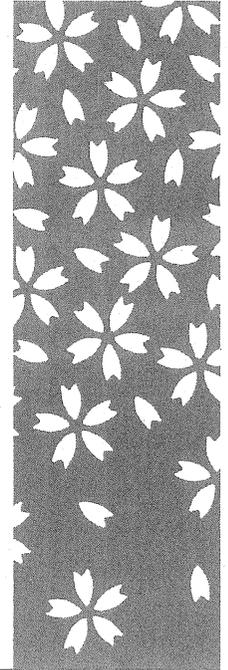
天正14年、飛騨は秀吉の命をうけた金森長近により平定され、以来、6代107年間にわたって金森氏の藩政時代が続いたが、元禄5年、幕府は金森頼岑を出羽国上ノ山に転封し、飛騨を幕府直轄領とした。それ以来、高山には陣屋がおかれ、明治維新に至るまでの177年間に25代の代官・郡代が江戸から派遣され政務を行った。

政治的な関係による江戸文化の流入や、旦那衆といわれる豪商の経済力などを背景として、高山に祭屋台が次々と造られるようになり、彫刻、織物、鋳金具、からくりなど、互いに競い合い、独自の屋台文化が開花したのもこの時代であった。

高山祭は、日枝神社の山王祭（春祭）と桜山八幡宮の八幡祭（秋祭）の両祭を指す。屋台に関する最古の記録は享保3年のもので、八幡祭の屋台行列などが記されている。歴代の代官・郡代も屋台を奨励し、毎年郡代見参ということも行われた。郡代が公式に参拝するのは、飛騨では高山の東照宮のみであって、日枝と八幡の祭礼にも参拝せず、逆に屋台行列を陣屋前に曳き、郡代に見参したのである。

山王祭の恵比須台は、弘化年間（1844～1847）に純金鍍金などを施し、華麗に改修を行ったが、いざ曳行となると、当局の忌避を恐れて躊躇していた。ところが時の郡代小野朝右衛門（山岡鉄舟の実父）がかえって賞讃したので、勇躍して晴れの曳行を行ったという。

このように陣屋と高山祭の屋台とは歴史的に密接な関わりがあり、現在でも陣屋前の広場は、山王祭の屋台が曳揃えられ、からくりが上演される晴れの舞台である。高山陣屋跡は昭和4年に国の史跡に指定された。また高山祭の屋台23台は、昭和35年に国の重要民俗資料（現重要有形民俗文化財）に、高山祭の屋台行事は昭和54年に国の重要無形民俗文化財に指定された。
（高山市教育委員会文化課文化財係長 田中 彰）



文化庁月報 4月号 (通巻319号)

平成7年4月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社きょうせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03(3571)2126

販売 03(5349)6666

振替口座 00190-0-161

印刷所—(株)行政学会印刷所

定価530円(本体515円)送料76円

年間購読料6360円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

（株）きょうせい 営業第一課 宣伝係

電話03(5349)6657 (ダイヤルイン)

©1995 Printed in Japan

ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。

編集後記

皆様、お元気でしょうか。寒い氷の季節を乗り越えて、ようやく桜咲く4月となりました。入学式や入社式を終え、決意も新たに頑張っている方も多いと思います。あるいは、新しいクラスや新しい職場で心機一転、闘志を燃やしている方もいるでしょう。春は、そんな希望と情熱に満ちあふれる季節です。

「文化庁月報」も、今月号より表紙をはじめ、誌面の刷新を図りました。今後とも読者の方の要望も踏まえながら、よりわかりやすく親しみやすい中身になるよう頑張りたいと思いますので、今年度もどうぞよろしく願っています。

さて、今月号は年度はじめということで、例年どおり文化庁の平成七年度の重点施策を特集いたしました。文化庁予算は年々着実に増えており、また、地方の文化関係予算も一層の増加を示しております。しかしながら、真の文化国家を目指すためには、まだまだ十分とは言えません。文化政策推進会議が再び始動し、これからの文化施策の推進方策について審議をはじめていますが、読者の皆様も一緒に、本誌を通じて、今後の文化政策の在り方について考えていきましょう。
（栗）